

第2章

認知症高齢者の徘徊の実態

認知症高齢者の問題は、多くの人々が大変な問題だとの認識は持っていたのですが、実際のところこれまであまり認知症高齢者の実態や科学的な視点からの調査・分析は進んでいませんでした。

平成26年に警察庁が「行方不明者届受理時に届け出人から、認知症または認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった者」の数を集計し公表し、その後毎年同じ方法により集計結果が公表されています。

愛知県におきましても、認知症高齢者の徘徊問題は早急に対応し、予防対策や早期発見対策を講ずる必要性の高いことを認識し、以下のように平成27年度から「認知症対策研究・支援事業」の中で「徘徊高齢者の効果的な捜索に関する研究等事業」を開始しました。

平成27～29年度徘徊高齢者の効果的な捜索に関する研究等事業の概要

I 目的

認知症高齢者の徘徊による行方不明者が多く発生している状況において、徘徊者の行動分析をすることにより、市町村の捜索ネットワークの効果的な運用が図られるよう支援を行う必要がある。このため、これまでの認知症高齢者等行方不明の事例を調査・分析し、その成果を基に市町村が実施している捜索ネットワークの効果的な運用が図られるようにマニュアルを作成し、市町村を支援する。

II 事業内容

1. 認知症高齢者等行方不明事例の調査

(1) 市町村調査

- ① 認知症高齢者の行方不明対策に関する調査
- ② 認知症高齢者等で行方不明となった事例の個別調査

(2) 愛知県警察本部調査

行方不明捜索事例の内、認知症高齢者事例について行方不明届出受理票のデータにより調査。

(3) 現地調査

(1)、(2)の認知症高齢者等行方不明事例調査の結果から、特徴的な事例を選定し、市町村及び警察署等関係職員への聞き取り調査。

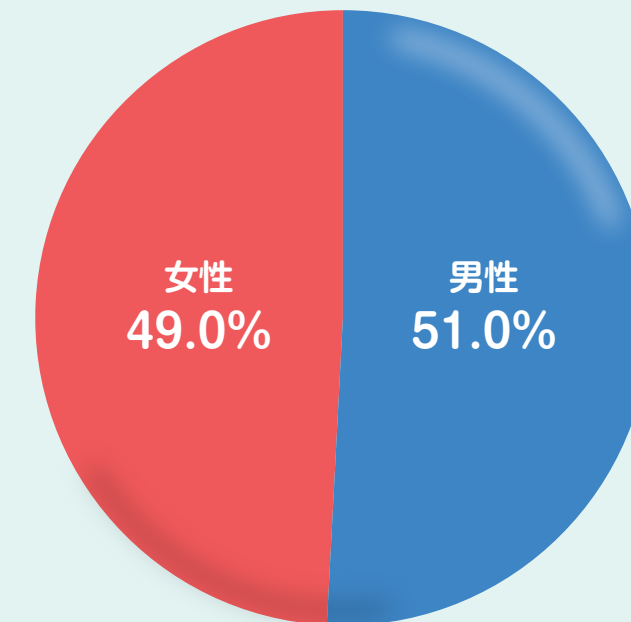
2. 対応マニュアルの作成

調査分析結果をもとに、効果的な行方不明認知症高齢者の捜索・対応方法をマニュアル化。ここでは、平成27～28年度の調査結果から、特に重要と思われるデータについて、判りやすく紹介したいと思います。(紹介するデータは、ほとんどが2年間のデータですが、一部は単年度のデータも利用しています。また愛知県警察から収集したデータも利用しています。それらのデータの場合には明記してあります。)

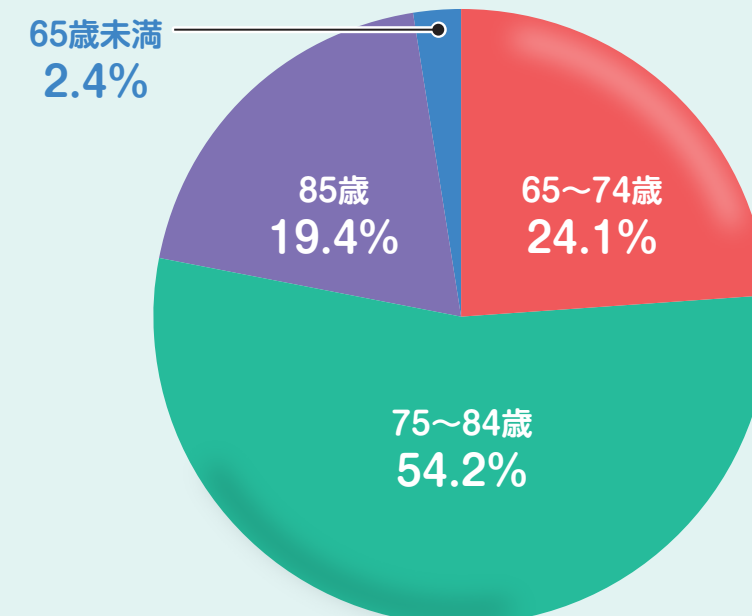
1 行方不明高齢者の性と年齢

行方不明高齢者の性別ですが、男女差はありません。また、年齢分布の図ですが、75歳以上の後期高齢者が約74%、なかでも75歳～84歳が半数以上(54.2%)を占めていることがわかりました。

性別



年齢

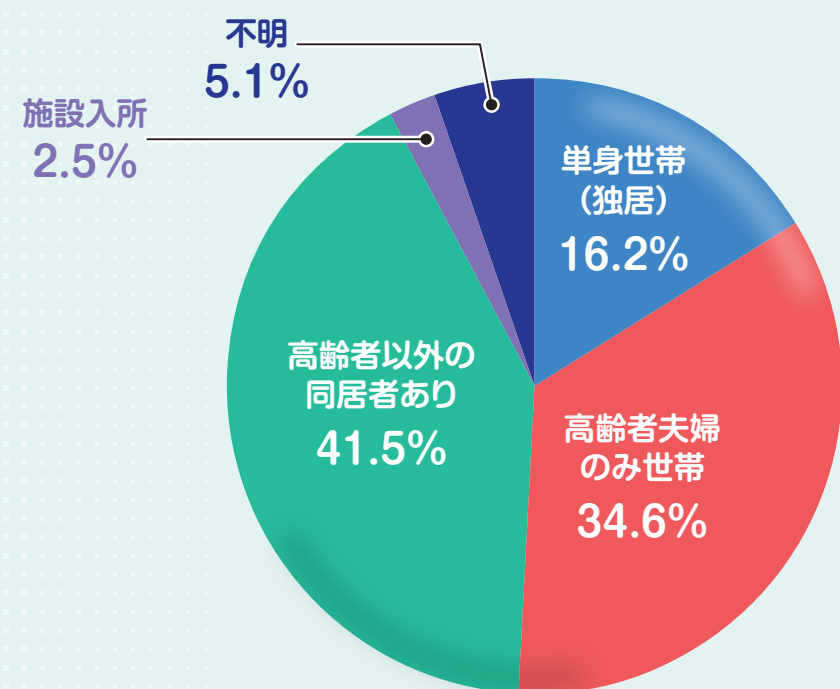


2 世帯構成別

行方不明高齢者の世帯ですが、最も多かったのは「高齢者以外の同居者のいる世帯」が約42%でした。次いで「高齢者夫婦のみの世帯」で約35%を占めていました。

独居世帯も約16%ですが、(後で述べますが)徘徊の対策としては早期通報・早期捜索が重要なのですが、独居高齢者の場合はその点が困難となる可能性が大きく、今後の課題でもあります。

世帯構成



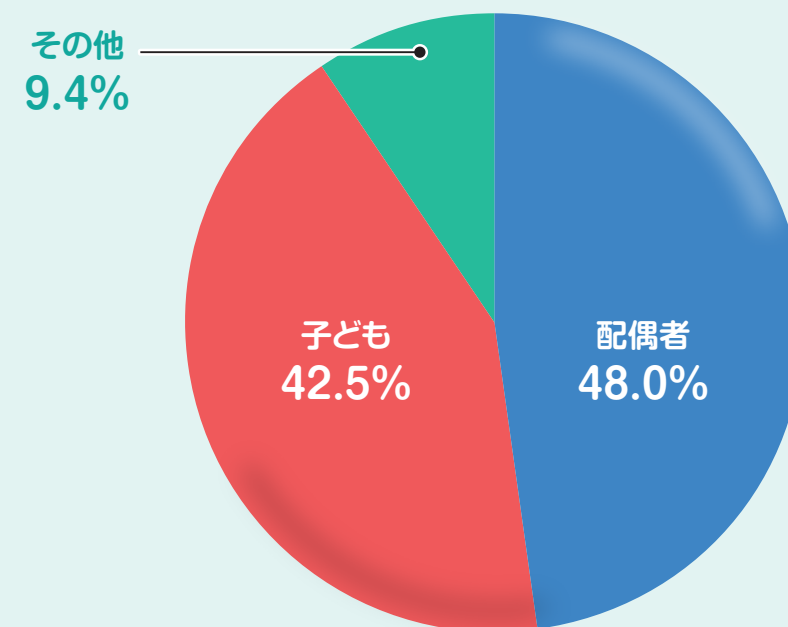
(市町村データ H26-27年度)



3 主な介護者とその年齢

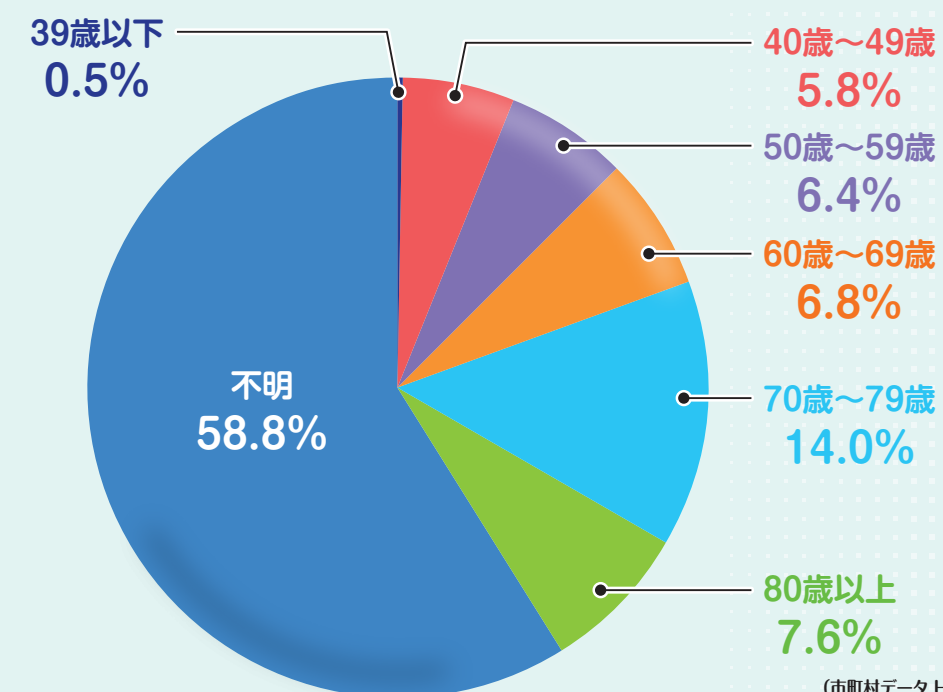
主な介護者は半数以上が配偶者でその年齢層は70歳代が中心でした。

主な介護者



(市町村データ H26-27年度)

主な介護者の年齢

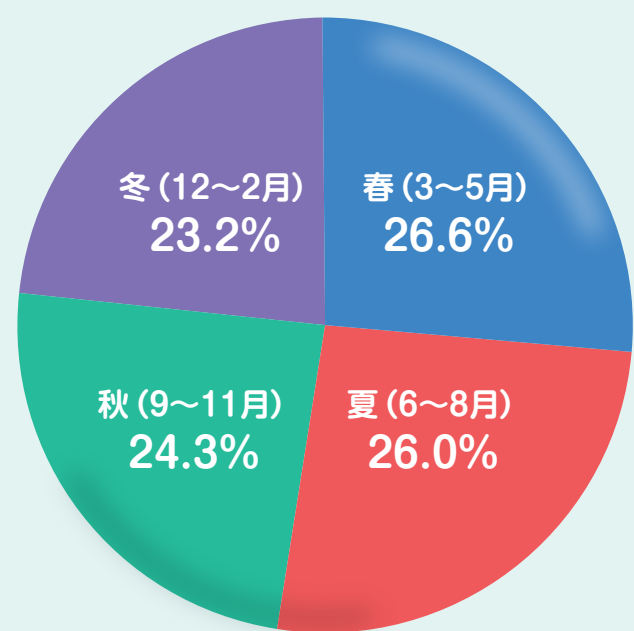


(市町村データ H26-27年度)

4) 行方不明になった季節と時間帯

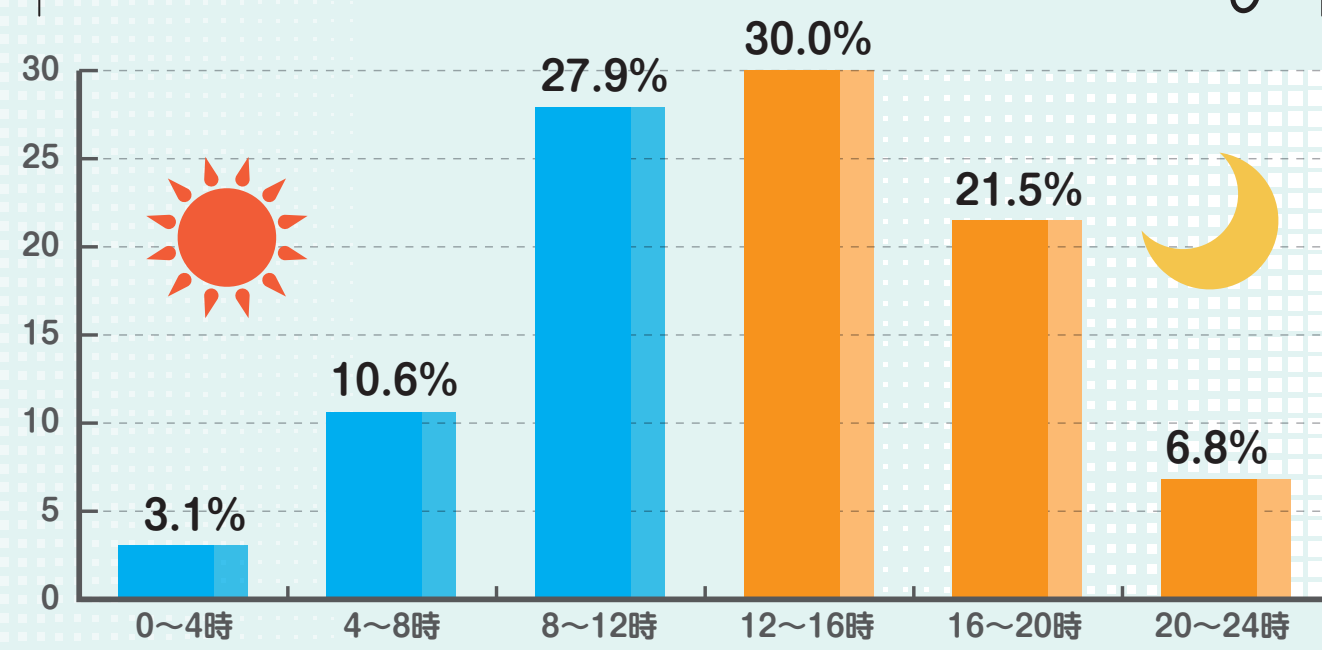
行方不明になった季節は、春・夏・秋・冬いずれもほぼ同じ割合でした。また行方不明となった時間帯では、午前8時～午後4時という日中が約60%を占めていました。

行方不明になった季節



(愛知県警データ H26~27年度)

行方不明になった時間帯

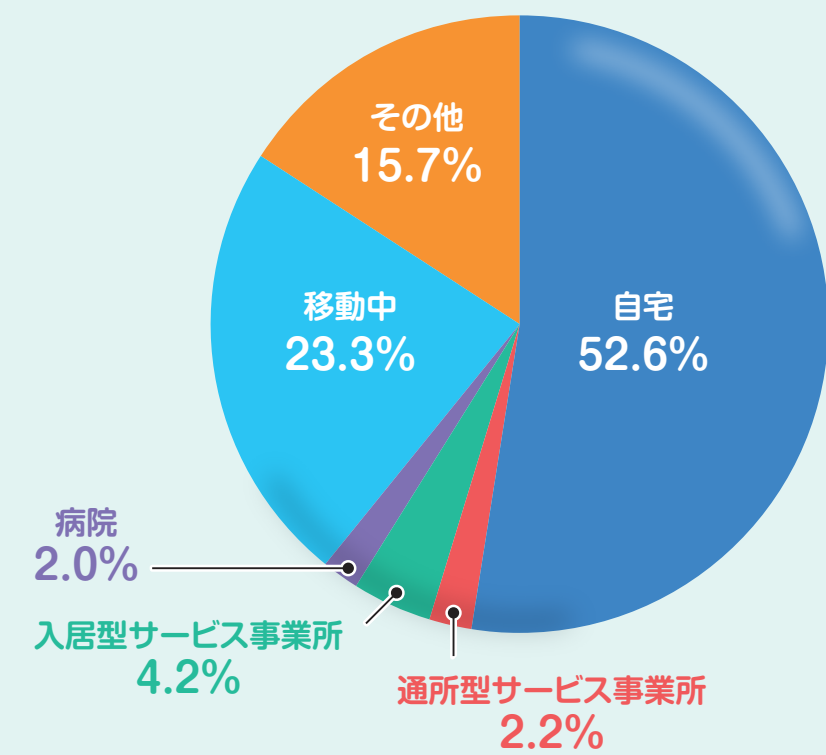


(愛知県警データ H26~27年度)

5) 行方不明時の場所と気付いた人

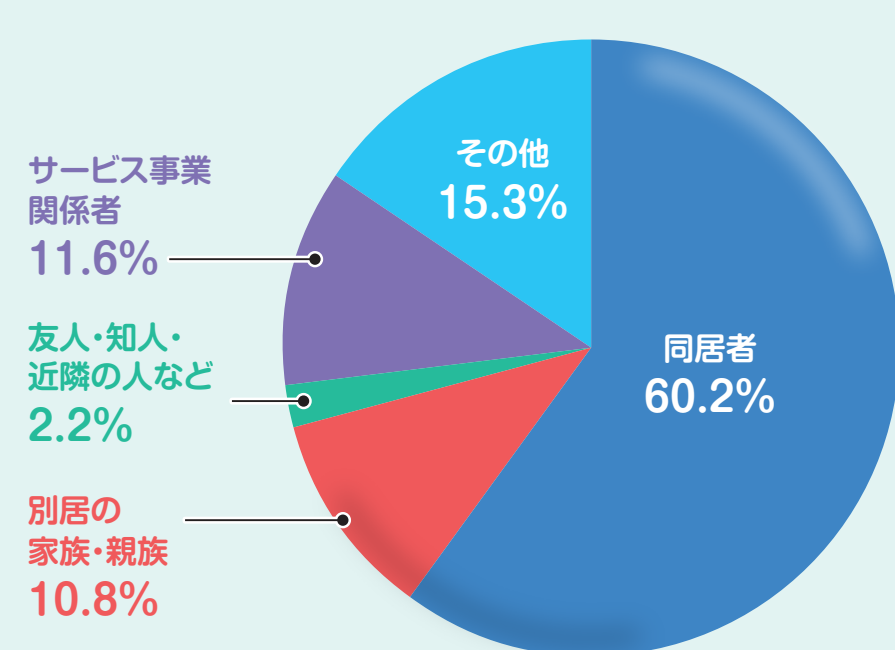
行方不明になった場所では自宅が半数以上(52.6%)でしたが、それ以外にも様々な場所から行方不明になっていることが明らかになりました。また、行方不明に気付いた人は圧倒的に家族(特に同居家族が約60%)でした。

行方不明時の場所



(市町村データ H26~27年度)

行方不明に気付いた人

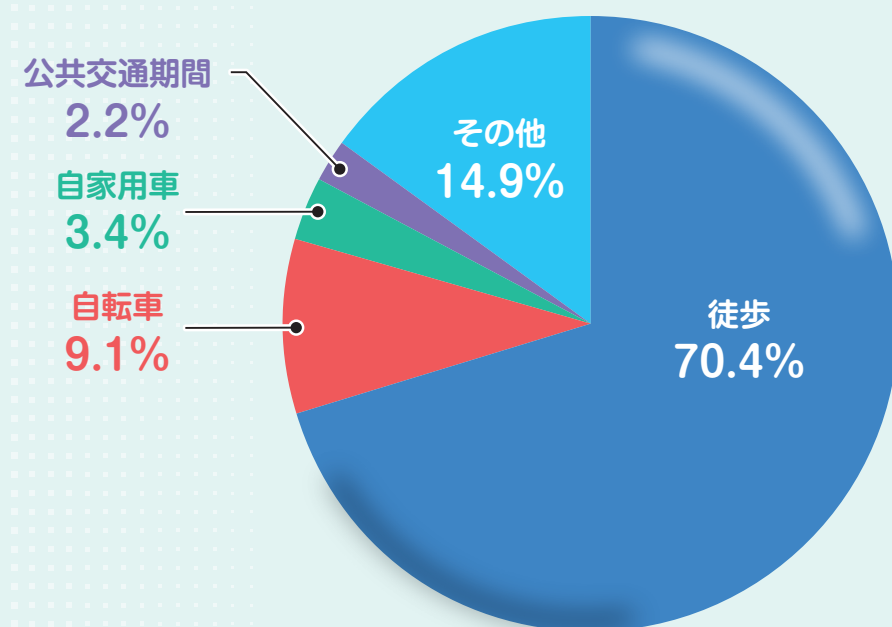


(市町村データ H26~27年度)

6 行方不明時の移動手段

徘徊による行方不明になった時のご本人の移動手段は70%以上が徒歩となっています。しかしそれ以外にも自転車や自動車といった移動手段も報告されました。

本人の移動手段



(市町村データ H26-27年度)

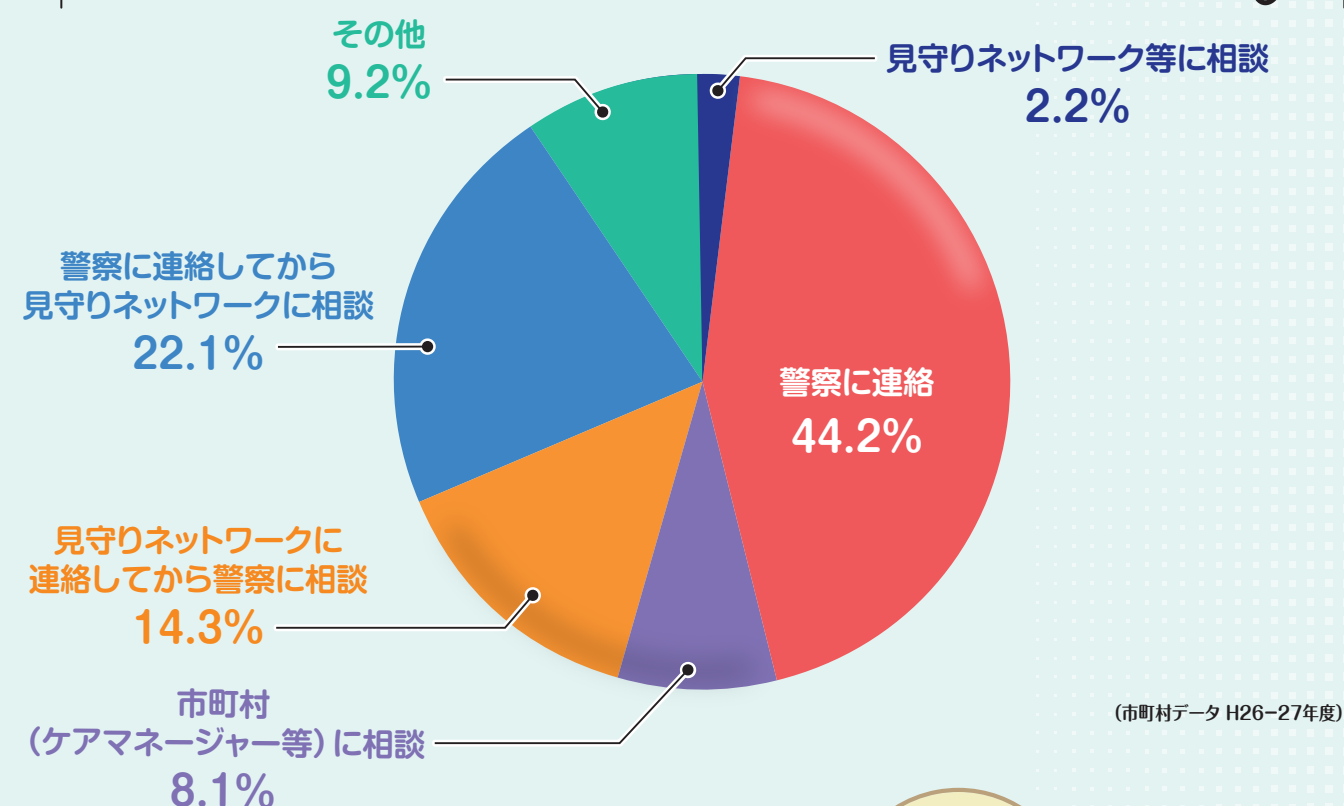


7 行方不明に気付いてからの対応

行方不明に気付いてからの対応として最も多かったのは警察への連絡・届け出でした(約44%)。さらに、警察に通報してからケアマネジャーや市町村の窓口で連絡・相談したケースが22%となっていました。

また、最初に「見守りネットワーク」などの地域活動に連絡してから警察に届けた例も14%に見られています。いずれにしても警察への届け出や連絡・通報は合計で約80%に達していました。

気づきからの流れ



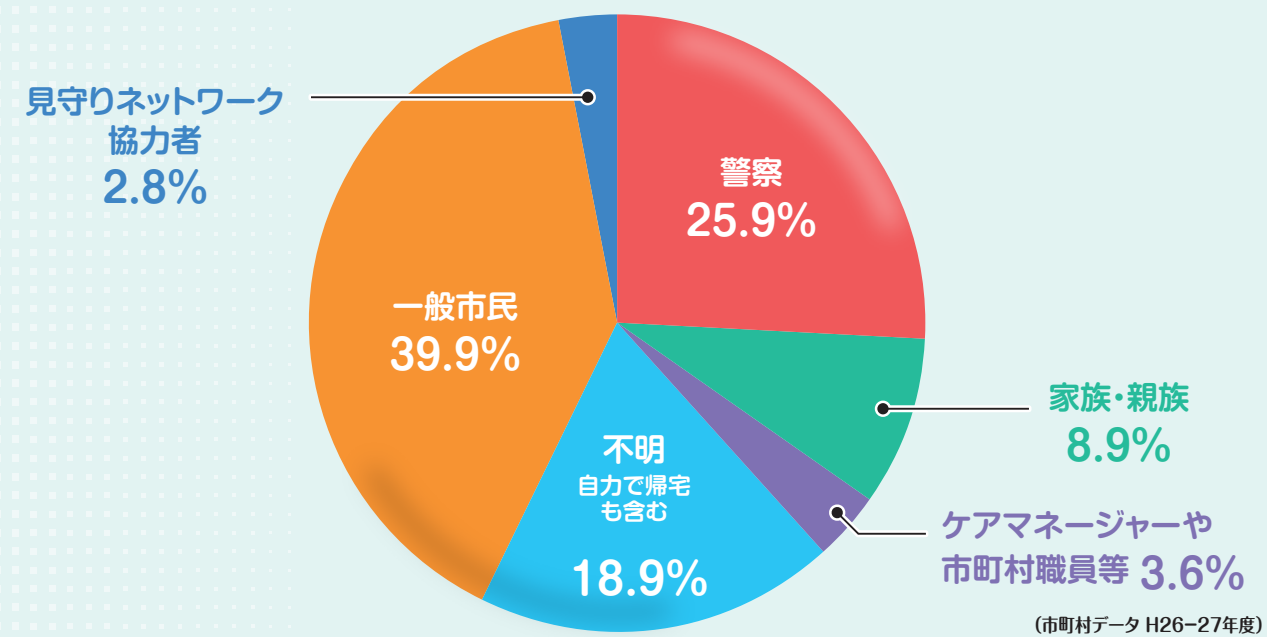
(市町村データ H26-27年度)



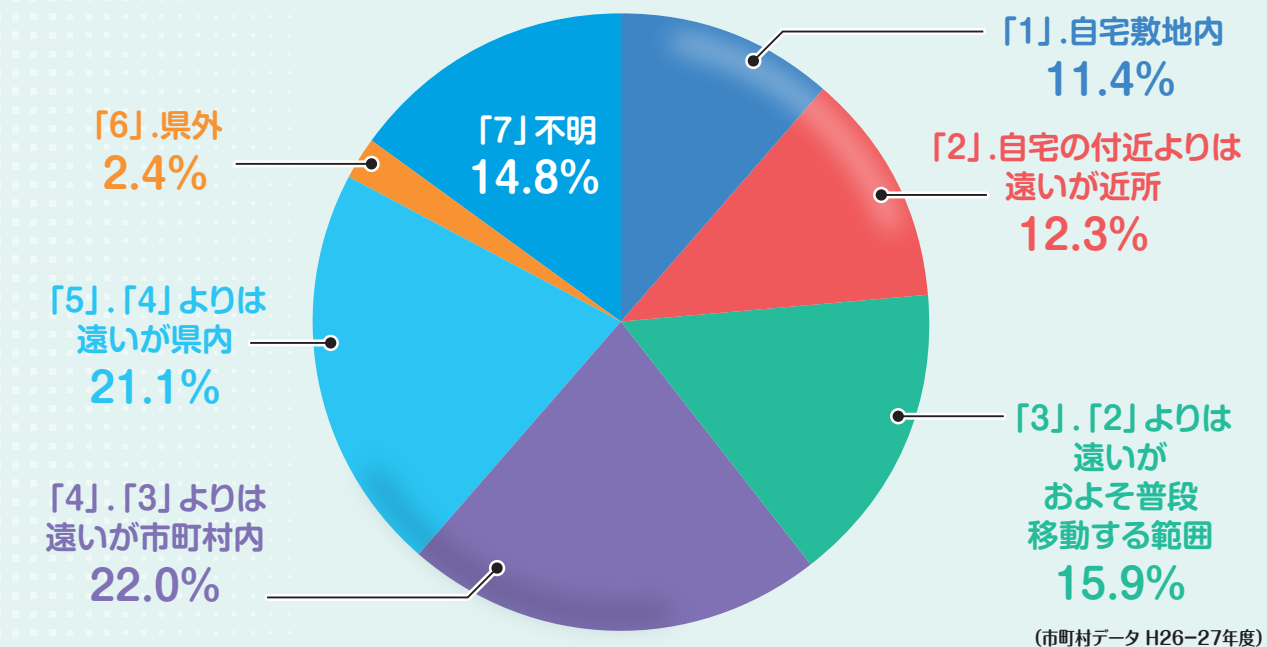
8 行方不明高齢者の発見者と発見場所

行方不明高齢者の発見者で最も多いのが「一般市民」(約40%)となっています。警察による発見例は約26%でしたが、家族による発見例は約9%と多くはありません。また、発見場所についてはさまざまですが、普段移動できる範囲内はおよそ40%でしたが、かなり遠くでの発見例も約46%に上っていました。

発見者



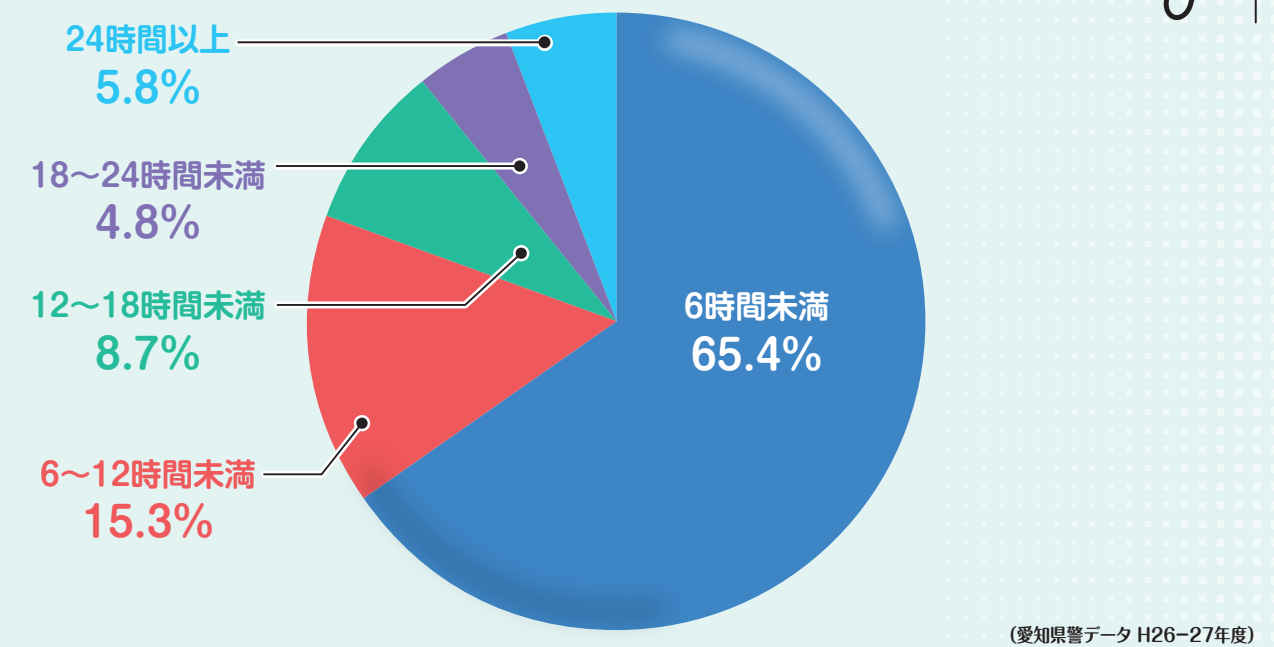
発見場所



9 行方不明高齢者の発見までにかかった時間

行方不明高齢者の発見までにかかった時間で、生存のケースでは「6時間未満」(約65%)、次いで「6~12時間未満」(約15%)でした。しかし、死亡発見のケースでは24時間以上が約56%となり、12時間以上の累積では80%近くなっています。このことから、徘徊による行方不明が発生した場合いかに早く気づき、通報し、捜索を開始するかが、非常に重要なポイントになっているようです。

警察に捜索願を出してから発見されるまでの時間(生存発見)



警察に捜索願を出してから発見されるまでの時間(死亡発見)

